

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和6年9月17日

京都市長 松井 孝治

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂向繩手町、上賀茂壱町口町、上賀茂西後藤町、上賀茂西上之段町、上賀茂坂口町、上賀茂前田町、上賀茂毛穴井町、上賀茂中ノ河原町、西賀茂樋ノ口町、西賀茂南大栗町、西賀茂坊ノ後町及び鷹峯南鷹峯町の各一部

京都市左京区上高野仲町、岩倉幡枝町、岩倉北四ノ坪町、岩倉南平岡町及び岩倉西五田町の各一部

京都市山科区西野左義長町、西野野色町、四ノ宮奈良野町、小山一石畑、小山鎮守町、小山下ノ池、髭茶屋桃燈町、西野山射庭ノ上町及び栗栖野狐塚の各一部

京都市南区唐橋平垣町、吉祥院宮ノ東町、吉祥院西ノ内町、吉祥院石原開町、吉祥院嶋高町、上鳥羽北花名町、上鳥羽北塔ノ本町、久世上久世町、久世殿城町及び久世築山町の各一部

京都市右京区太秦馬塚町、常盤一ノ井町、太秦安井馬塚町、嵯峨野投淵町、西京極藪開町、嵯峨鳥居本六反町、嵯峨鳥居本中筋町、嵯峨釈迦堂藤ノ木町、嵯峨観空寺明水町、嵯峨大覚寺門前登り町、梅ヶ畑高鼻町及び梅ヶ畑清水町の各一部

京都市西京区上桂前川町、上桂東ノ口町、桂池尻町、桂上野西町、桂北滝川町、下津林東芝ノ宮町、下津林佃、牛ヶ瀬新田泓町、檜原蛸田町、松室吾田神町、山田畑田町、大枝塚原町及び大枝中山町の各一部

京都市伏見区桃山町大島、桃山町伊庭、醍醐榎ノ内町、小栗栖岩ヶ淵町、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷東古御香町、深草関屋敷町、深草大亀谷東久宝寺町、深草東瓦町、竹田浄菩提院町、横大路東裏町、横大路柿ノ本町、横大路楯ノ本、横大路西海道、横大路北ノ

口町、横大路下三栖東ノ口町、横大路下三栖里ノ内、納所星柳、納所和泉屋、久我石原町、久我本町、久我森の宮町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師鴨川町、淀樋爪町及び淀美豆町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和6年9月17日から令和6年10月2日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)